

## 大阪市教育振興基本計画の改訂の進め方について

大阪市教育行政基本条例	改訂の進め方
(1) 学識経験者に基本的な事項について意見を聴く。	(1) 8月から教育振興基本計画策定有識者会議を3回開催し、議論する。 第1回:改訂の基本的な考え方、考慮すべき要素などの検討 第2回:基本的な目標について検討 第3回:施策の大綱について検討
(2) 市民の意見を反映する措置を講ずる。	(2) 有識者会議の議論を受けて素案をとりまとめ、年末を目途にパブリック・コメント手続を行う。
(3) 市長が、教育委員会と協議して、案を作成する。	(3) 1月に有識者会議で、パブリック・コメントを踏まえた修正について議論する。 有識者会議の議論を受け、2月に市長と教育委員との意見交換を行って素案を修正し、計画案をとりまとめる。
(4) 市会で計画を議決する。	(4) 2・3月市会に計画案を提出する。
(5) 計画を公表する。	(5) ホームページなどで計画を公表する。